

農業機械等導入補助金(三条市単独補助)

安定的かつ効率的な農作物の生産及び販売体制の改善を図るため、農業機械等の導入を支援します。

1 補助対象者

(1) 農業法人又は農業法人に準ずる営農組織

ア 市内に住所を有すること

イ 代表者等を定めた規約等を有し、経理が一元的に行われていること

ウ 認定農業者、認定就農者又は農業を担う者*であること(営農組織においては、組織構成員の中に認定農業者、認定就農者又は農業を担う者がいること)

*農業を担う者…農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項の規定により市が作成した地域計画において農業を担う者と位置付けられた農業者をいう。

エ 法人又は組織構成員全員が納期限の到来した市税を完納していること

(2) 農業者

ア 市内に住所を有すること

イ 認定農業者、認定就農者又は農業を担う者であること

ウ 納期限の到来した市税を完納していること

2 補助対象経費

(1) トラクター、田植機、コンバイン、播種機、収穫機その他水稻又は園芸栽培に用いる機械の購入費

(2) ビニールハウス、棚、灌水施設、土壌改良材その他園芸栽培に用いる設備等の購入費

(3) 園芸作物のインターネット販売サイト構築に係る経費

※他の補助金を受けていないこと(予定も含む)

※中古品は古物営業の許可を受けた農機具取扱店から購入したものは対象(残耐用年数は不問)

3 補助率及び補助金額

(1) 水稻栽培用機械 補助対象経費の 3分の1 (千円未満切捨て)、上限 1,000,000 円

(2) 園芸栽培用機械等 補助対象経費の 2分の1 (千円未満切捨て)、上限 1,000,000 円

4 補助事業活用希望調査

令和8年度に補助金活用を希望される方は次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 補助事業活用計画書

補助により機械や設備を導入する部門における所得の増加や、経営の拡大といった事業計画をたて、記載してください。

イ 組織規約(組織のみ)

ウ 構成員名簿（組織のみ）

エ 経理簿（確定申告決算書の農業所得用部分の提出で可）

オ 見積書(写)

カ カタログ(写)

※提出書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 提出期限 令和8年6月26日(金)必着

(3) 提出先 三条市農林課農政係 電話 0256 - 34 - 5652

※提出時にヒアリング(審査)を行います。日程調整のため、事前に御連絡をお願いします。

5 審査・採択

補助事業の採択に当たっては、提出書類及びヒアリングに基づき、計画性や緊急性、持続性等の観点から審査の上、決定(内示)いたします。